

教職者任免服務規定運営細則

第1章 採用

(採用および労働条件)

第1条 教職者の採用は、教団教規第3章「働き人」及び教務局内規「人事異動に関する規定」による。

2 採用された者の個別の労働条件は、働き人任免服務規定による。

3 新たに採用された者は、採用後2週間以内に、次の書類を提出しなければならない。

(1) 住所届

(2) 源泉徴収票(前職のある者)

(3) 履歴書

(4) 扶養親族届

(5) 年金手帳(第3号被扶養配偶者がある場合は、当該者のものを含む)および雇用保険被保険者証(前職のある者)

(試用期間)

第2条 新たに採用した者については、原則として採用の日から1年間を試用期間とする。

2 試用期間中または試用期間満了の際、引き続き教職者として勤務させることが不相当と認められる者については、予告期間を設けて解雇することができる。

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2章 休暇等

(年次有給休暇)

第3条 教団は、教職者に対し、採用後6か月経過日に20日の年次有給休暇を付与する。

2 第1項の当該休暇付与の基礎となる各勤務期間における出勤率が8割に満たないと判断した者に対しては、当期間に対する当該休暇を付与しない。

3 各期間に行使しなかった当該休暇は、次の期間に限り繰り越すことができる。

4 当該休暇は、半日単位で取得することができる。

(産前・産後休暇等)

第4条 6週間以内に出産予定の女性が請求した場合は、産前休暇を与える。

2 産後8週間を経過していない女性は就業させない。ただし、産後6週間を経過した女性が就業を請求する場合には、医師が認める業務につかせることがある。

3 当該休暇については、給与を支払わない。

(子の看護休暇)

- 第5条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する教職者が、負傷し、または疾病にかかった当該子の世話をするために申し出た場合は、第3条の年次有給休暇とは別に、1年間に5日を限度として子の看護休暇を与える。この場合の1年間とは、1月1日から同年12月31日までの期間とする。
- 2 第1項の申し出は、原則として事前に別添様式2「子の看護のための休暇申請書」を担当長に提出することにより行うものとし、緊急を要する場合においては、事後の申出でも差し支えないものとする。
 - 3 当該休暇については、基本給についての給与を支払わない。
 - 4 当該休暇についての期末手当、定期昇給および退職金の算定にあたっては、当該休暇は出勤とみなす。

(特別休暇)

- 第6条 教職者が次の各号の一に該当するときは、それぞれに定める日数の特別休暇を与える。

	事 項	休暇日数
1	本人が結婚する時	5日
2	妻が出産する時	1日
3	父母、同居の配偶者の父母、配偶者、子が死亡の時	5日
4	祖父母、孫、配偶者の父母、兄弟が死亡した時	3日
5	その他前各号に準じ教団が必要と認めた時	必要と認めた期間

- 2 当該休暇に対する給与の取り扱いについては、通常の給与を支払う。

(育児休業および育児短時間勤務)

- 第7条 生後満1年未満の子を持つ教職者が育児のために休業をし、または満3年未満の子の育児のため育児短時間勤務を申し出た場合は、育児休業または育児短時間勤務を認める。
- 2 育児休業、育児短時間勤務の対象者、手続き等必要な事項については、「育児休業および育児短時間勤務に関する運営細則」の定めるところによる。

(介護休業および介護短時間勤務)

- 第8条 教職者が家族の介護のために休業をし、または介護短時間勤務を申し出た場合は、介護休業または介護短時間勤務を認める。
- 2 介護休業、介護短時間勤務の対象者、手続き等必要な事項については、「介護休業および介護短時間勤務に関する運営細則」の定めるところによる。

第3章 戒規

(戒規の種類・程度)

第9条 戒規は、その情状により次の区分により行なう。

- (1) 訓戒 悔い改めに基づく証しを徴し将来を戒める
- (2) 降格及び聖礼典の執行停止

始末書を徴するとともに説諭し予告期間を設けて職位を降格する。
及び一定期間の陪餐の停止並びに聖礼典の執行を停止する。

- (3) 解雇

ア) 予告解雇：始末書を徴するとともに説諭し、予告期間を設けて解雇する。

尚、退職金については、本人都合による退職金支給基準を一部減額して支給する場合がある

イ) 懲戒解雇：予告期間を設けることなく即時解雇する。この場合において、予告手当(平均給与の30日分)を支給しない。なお、退職金についても支給しない。

(戒規の決定方法)

第10条 教職者への戒規は、教務委員会が調査を行い、戒規内容を教団責任役員会に答申するものとする。教務委員会は、聖書に基づく倫理、道徳観に照らして審議を行なう。

第4章 退職

第11条 教職者が次の号の一に該当するに至ったときは、その日を退職の日とし、教職者としての地位を失う。

- (1) 死亡したとき
- (2) 休職期間が満了し、復職できないとき
- (3) 本人の都合により退職を届け出て教団の承認があったとき、または退職届提出後、14日を経過したとき。

第5章 解雇

第12条 次の各号に掲げるとき教職者を解雇することがある。

- (1) 教職者が身体または精神の障害により業務に耐えられないと認められるとき。教務委員会はこれを審議し、責任役員会に答申する。
- (2) 教職者の教える内容が教務委員会において審査され、神学において異端的であ

ると認定された場合であって、責任役員会の承認を得たとき。教務委員会はこれを審議し、責任役員会に答申する。

- (3) 教団内で十分な招聘への案内がなされた上で、就任する教会が見つからない場合であって、責任役員会の承認を得たとき。

第6章 制定、改廃

第13条 この細則は、教務委員会の議決を経て、責任役員会において制定または改廃されるものとする。

- 2 この細則は、教務委員会の議決を経て、責任役員会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。

附 則

この運営細則は、2007年2月4日より施行する。

2009年7月5日 責任役員会において改訂。